

服部事務所 だより

ご連絡先 : 〒683 - 0003 米子市皆生5 - 5 - 5

電話 : 0859-33-8594 FAX : 0859-33-8775

e - mail : hattori@sea.chukai.ne.jp <http://www.chukai.ne.jp/hattori/> 平成 20 年 5 月増刊号



6月19日(木)は 知っ得情報説明会 へ!

服部事務所説明会 2008年6月19日(木) 午後1時30分~午後3時30分
米子コンベンションセンター第4会議室(5F)

5月の生活ホットニュース 第2弾!

未成年者を雇う場合の注意点

雇用に関するトラブルに注意!

人材難と言われる昨今、高校生などの年少者や未成年者のアルバイト等は、貴重な労働力となっています。しかし、社会的経験の浅い年少者や未成年者の雇用はトラブルにつながりやすい危険性もあります。

採用の際や労働に関して、どのようなことに注意しなければならないのでしょうか。

親の許可が必要なのか?

ある会社からの質問で、「高校生のアルバイトを採用するにあたり、履歴書の親権者の署名捺印欄が空白ですが、何か問題があるのでしょうか?」という相談がありました。

未成年者の雇用についてはまず、労働基準法第58条第1項の「親権者又は後見人は、未成年者に代って労働契約を締結してはならない」といった部分が思い浮かびます。また、賃金についても、未成年者であっても独立して受け取ることができます。そう考えると、特に親権者の承認が必要とは考えにくいものです。

しかし、労働基準法第58条第2項では、「親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向けてこれを解除することができる」とあります。また、民法第5条第1項では「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない」とあり、そして第2項では「前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる」とあります。つまり、親権者(法定代理人)の同意がない労働契約は、親権者によって取り消す(結果として、突然アルバイトを辞めてし

まい会社に迷惑がかかる)ことがあり得るのです。したがって、履歴書の親権者の署名捺印は、トラブル防止のためにも記入してもらい、親権者の同意を得ておいたほうがよいでしょう。

年齢を証明する書面、身元保証人

また、年少者(18歳未満)の場合、年齢を証明する書面(住民票記載事項証明書など)を、事業場に備え付ける必要があります。また、万一の際のトラブル防止に備え、身元保証人をつける(できれば複数)ことも大切です。併せて身元保証人の連絡先も把握しておき、万一の際に連絡できる体制を作っておいたほうがよいでしょう。

その他の注意点

他に注意するポイントとしては、年少者はほとんどの変形労働時間制(例外あり)や午後10時以降の業務等も禁止されており、注意が必要です。そして、未成年者の場合、特に注意しなくてはならないのが、飲酒や喫煙です。飲酒や喫煙が発覚した際にどのような処置をとるかといったことは、労働契約時に書面および口頭でしっかり確認しておくことが望ましいでしょう。

配偶者の年金を

強制的に分割する「3号分割制度」

「離婚分割」とは異なる「3号分割」

平成19年4月から、夫婦が離婚した場合に厚生年金を分割する制度(「離婚分割制度」)が始まって大きな話題を呼びましたが、平成20年4月からは新たに「3号分割制度」がスタートしました。

「3号分割制度」は「夫が厚生年金保険の被保険者、妻が第3号被保険者」という夫婦が離婚し

た場合、平成 20 年 4 月 1 日以降の第 3 号被保険者期間について、妻からの請求により、夫の特定期間（特定被保険者が被保険者であった期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として第 3 号被保険者であった期間）中の被保険者期間の標準報酬を自動的に 2 分の 1 に分割するというものです。

この「3号分割」は、「離婚分割」のように夫婦間の合意は必要ないのが大きな特徴です（なお「離婚分割」の場合であっても、按分割合等についての合意は必要です）。

保険料は夫婦が共同して負担したものの

標準報酬を自動的に 2 分の 1 にするという考え方は、「第 3 号被保険者を配偶者とする第 2 号被保険者の保険料は夫婦が共同して負担したものである」という基本的認識を根拠にしています。

なお、平成 20 年 4 月以後の「離婚分割」についてですが、「3号分割」をまず行ったうえで「離婚分割」を行う必要があります。「3号分割」のみの請求も可能とされています。

また、複数回結婚・離婚等をした場合には、それらの特定期間を通算して 3 号分割の請求を行うことはできません。それぞれの離婚等ごとにその請求期限内に 3 号分割の請求を行わなければならないのです。

「離婚分割」の申立てはどのくらいあったか？

「離婚分割」の申立ては、制度開始時から昨年末までの 9 カ月間で 8,322 件あったことが最高裁判所の集計で明らかになっています。1 カ月平均 800 ~ 1,000 件で推移しており、離婚調停・訴訟に合わせて申し立てられたケースが 7,479 件あり、合意に至らずに審判などに持ち込まれたケースが 843 件あったそうです。

今後、果たして「3号分割」の申立てはどのくらいあるのでしょうか？ また、この制度のスタートにより離婚の件数にも影響を与えるのか、注目したいところです。

問題噴出の「後期高齢者医療制度」

低所得なのに保険料増！？

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）に関するマスコミ報道が跡を絶ちません。

厚生労働省は当初、「低所得者は保険料負担が軽くなる」と説明してきましたが、国民健康保険

（国保）から移行した低所得の夫婦世帯の多くで、保険料負担が増えている可能性が高いことが明らかになりました。

これまで同省は、全国の市町村の 8 割が採用している算定方式を用いた試算により、同制度の保険料は国保のときよりも減ると説明していましたが、この算定方式が適用されるのは国保の加入者数で見ると 5 割に満たないことから、試算方法を見直すほか、市区町村ごとの実態調査を実施するようです。

1万 2,000 人に新保険証が届かない

保険証の問題も深刻です。厚生労働省は、新たな保険証が届いていない高齢者が 5 月 1 日の時点で約 1 万 2,000 人いることを発表しました。

転居の届出をしていないために行方がわからなくなっている人も多いそうで、同省では、未着の場合には引き続き古い保険証や免許証で医療が受けられるように医療機関に要請するとしていますが、すべての保険証が届くのはまだまだ先のことのように見えます。

障害者が事実上「強制加入」

寝たきりなどの理由から障害者と認定された人が後期高齢者医療制度に加入しないと医療費補助を打ち切る措置をとっている自治体があることもわかっています。この措置をとっているのは 10 道県（北海道、青森、山形、茨城、栃木、富山、愛知、山口、徳島、福岡）で、任意とされているはずの障害者の加入が「事実上強制となっている」との批判が起きつつあるようです。

保険料は 7 年後に 4 割増！

厚生労働省は、本人負担の保険料が 7 年後には約 4 割も増えると試算しています。現役世代の負担が大きくならないよう、高齢者の負担割合を引き上げるのがその理由であり、2008 年度は年額 6 万 1,000 円の保険料が 2015 年度には約 39% 増の 8 万 5,000 円になると見込まれています。

果たして制度の見直しはあるのか？

野党 4 党は、後期高齢者医療制度の廃止法案を共同で参議院に提出し、早期可決を目指す意向を示しています。また、与党である公明党でも制度の見直し（低所得者の保険料引下げ、保険料天引きの廃止など）に着手しているといわれています。